

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-35)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進				担当部局名	環境経済課・環境計画課	作成責任者名	環境経済課課長 正田 寛		
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上				
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。			目標設定の考え方・根拠	国等による環境物品の調達等の推進等に関する法律。環境情報の提供の促進等による特定事業等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律。国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律			政策評価実施予定時期	平成24年6月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1 環境ビジネスの市場規模(兆円)	約70	H18年度	約50増	H32年度	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模について「新成長戦略(平成22年6月閣議決定)」における目標値の「2020年までに50兆円超の新規市場の創出」を引用、目標としている。
2 環境ビジネスの雇用規模(万人)	約140	H19年度	約140	H32年度	-	-	-	-	-	環境産業の雇用規模について「新成長戦略(平成22年6月閣議決定)」における目標値の「2020年までに140万人の新規市場の創出」を引用、目標としている。
3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	-	-	別紙のとおり					各主体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。		
4 環境報告書公表企業(上場/非上場)[%]	約30/約12	H13年度	-	-	-	-	-	-	-	環境経営を促進することにより、環境報告書公表企業が増加することとなるため。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(百万円)		24年度当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					
	22年度	23年度								
(1) 国等におけるグリーン購入推進等経費(平成14年度)	18(24)	18(25)	17	3	グリーン購入法に定められた基本方針等の改定検討を行う。またグリーン購入法に関するブロック説明会を行うことによって、国等を始め、地方公共団体等のグリーン購入の理解の醸成を図る。地方公共団体の環境物品等に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。					
(2) 環境表示の信頼性確保のための検証事業(平成21年度)	205(158)	122(69)	28	3	グリーン購入法に定められる特定調達品目に対して、科学的手法による製品テストを行い、その検証結果等を積極的に情報提供することによって、環境表示の信頼性を確保する。環境表示の信頼性を確保することによって、信頼性が確保された環境物品等が市場に積極的に提供されることによって、グリーン購入の拡大に寄与する。					

(3)	製品対策推進経費 (平成13年度)	31 (48)	21 (42)	8	3	事業者、消費者にとって相互に有効な環境ラベル等の環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うとともに、全国各地でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進し、グリーン購入の普及啓発を図る。事業者、消費者に環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うことによって、民間団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。
(4)	国等における環境配慮 契約等推進経費 (平成20年度)	43 (23)	38 (27)	34	3	環境配慮契約法に定められる基本方針等の改定検討を行う。また、環境配慮契約に関する全国説明会を行うことによって、国等を始め、地方公共団体等の環境配慮契約の普及推進を行う。国等や地方公共団体の環境配慮契約の取組を拡大することによって、地方公共団体の環境配慮契約実施率の向上に寄与する。
(5)	地球温暖化対策のため の税を含む税制のグ リーン化検討経費 (平成14年度)	25 (20)	15 (17)	19	-	地球温暖化対策のための税の導入によるCO2削減効果等に関する分析、更なる税制全体のグリーン化に向けた検討等、税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を行い、本結果に基づき、税制全体のグリーン化に関する税制改正要望に反映する。
(6)	企業行動推進経費 (平成15年度以前)	67 (41)	68 (58)	52	1、4	エコアクション21ガイドライン改定等をうけ、エコアクション21の更なる普及促進を図る。持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則の普及促進および地域金融機関への環境金融の普及促進を行う。環境報告ガイドラインの改定等をうけ企業の環境配慮が促進される仕組みづくりを行う。各施策により、環境経営・環境金融・環境報告をが社会の仕組みとして根付かせることにより、企業の自主的な環境配慮行動を後押しする。これにより、環境負荷の低減と経済発展の両立を実現していく。
(7)	世界に貢献する環境経 済の政策研究 (平成21年度)(関連:24- 41)	-	-	-	1、2	戦略的な環境政策の実現に向けて、環境保全の取組と経済の発展の間の相互関係について調査分析を行うことにより、環境の価値が市場において評価される仕組みづくりの基盤を形成する。また、既存の統計情報等の活用により環境産業の市場規模・雇用規模を推計するほか、「環境経済観測調査」の実施により景況感等を把握するなど、環境に関連する経済動向の情報を体系的に収集・整理し提供することにより、環境産業における目標値の達成に向けた現在の進捗状況及び今後の見通しの把握に寄与する。
(8)	建築物等エコ化可能性 評価促進事業 (平成20年度)	7 (5)	6 (5)	-	-	更新期を迎えた集合住宅やオフィスビルについて、①元の集合住宅・オフィスビルを解体して新しい建築物を建築するスクラップアンドビルド②元の集合住宅・オフィスビルの構造を活用して改築・改修を行うリニューアルのどちらがライフサイクル全体からみて環境負荷が低くなるか試算することを可能とする手法の開発を行う。更新時期を迎えた集合住宅やオフィスビルについて、ライフサイクル全体からみて、環境負荷の少ない改築・改修の方法を適切に選択することによって、既存建築物の有効利用を図り、建築物の更新に係る環境負荷の低減に寄与する。
(9)	環境配慮型経営促進 事業に係る利子補給事 業(平成19年度)(関連: 24-2)	-	-	-	1、2	金融機関が行う環境に配慮した企業に対する融資制度(環境配慮型融資)のうち、地球温暖化防止のための融資事業に対し、当該融資に係る利子のうち1%を限度として利子補給を行う。環境格付融資を通じて温暖化対策設備投資に係る融資に対して利子補給を行うことにより、環境格付融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化防止のための設備投資や研究開発等を促進する。本利子補給事業は、5年以内にCO2排出原単位を5%改善又はCO2排出量を5%削減するという誓約を条件としているため、毎年平均1%のCO2排出削減がなされると見込まれる。目標値は、平成19～23年度申請分及び平成24年度予想分の基準年排出量合計の1%。

<p>エコ・アクション・ポイント事業検証業務費(平成23年度)</p>	-	17 (14)	-	-	<p>民間事業者により運営されるエコ・アクション・ポイントプログラムの実績・課題等を検証し、改善点の検討等を行う。エコ・アクション・ポイントプログラムの拡大を推進することで、消費者や企業等の環境配慮行動を促す。</p>
<p>企業との連携を通じた環境成長要因の分析活用事業(平成23年度)</p>	-	10 (13)	6	1、2	<p>企業や産業界と緊密に連携しながら、環境ビジネスに役立つ「実学」の立場に立ち、環境ビジネス関連企業における成功要因の分析や、環境産業の市場規模の変化の要因及び現状に関する分析を行う。その成果を環境政策や企業の実務・経営判断に活用することを通じて、環境産業の更なる発展に寄与する。</p>
<p>家庭・事業者向けエコリース促進事業(平成23年度)(関連:24-2)</p>	-	-	-	1、2	<p>家庭及び事業者(大企業を除く)が、環境省が定める基準を満たす低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%又は5%(東北三県に係るリース案件については10%)を補助する。リース料の一部を助成し、家庭・業務・運輸部門における低炭素機器の普及拡大を図ることにより、経済成長を促進するとともに、地球温暖化対策を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額17.5億円に対し、低炭素機器導入のリース料への補助率は3%又は5%であることから、低炭素機器の設備投資額335億円の効果があると見込む。</p>

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

	基準値		目標値		年度ごとの目標値				
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地方公共団体	-	-	100%	H27年度	-	-	-	-	100%
上場企業	-	-	約50%	H27年度	-	-	-	-	約50%
非上場企業	-	-	約30%	H27年度	-	-	-	-	約30%

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-36)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				担当部局名	環境計画課	作成責任者名	加藤 庸之		
施策の概要	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定推進と地域における地球温暖化対策の取組を支援することにより、低炭素な地域づくりを推進するとともに、公害防止計画に基づく取組を支援するなど、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上				
達成すべき目標	すべての都道府県・政令市・中核市・特例市において地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。		目標設定の考え方・根拠	地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県・政令市・中核市・特例市は実行計画(区域施策編)を策定することとされている。また、公害財特法に基づき環境大臣が公害防止対策事業計画の同意を行うこととされている。		政策評価実施予定時期	平成24年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	24年度	24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
1			100.0%	24年度	100.0%	-	-	-	-	地球温暖化対策推進法に基づき、実行計画(区域施策編)を策定することとされているため。
2			増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	政令市・中核市・特例市以外の市町村においても、できるだけ多くの市町村において実行計画(区域施策編)が策定され、地球温暖化対策が推進されることが、低炭素な地域づくりのために重要であるため。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		24年度 当初 予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					
	22年度	23年度								
(1)	32 (15)	5 (1)	3	-	公害財特法に基づき環境大臣が公害防止対策事業計画(公害防止計画のうち事業に関する部分)の同意を行う。同意を得た計画に記載された事業に対し公害財特法に基づく国の財政上の特別措置を講じ、公害防止計画を推進することにより、環境に配慮した地域づくりを促進する。					
(2)	50 (48)	75 (62)	93	1・2	マニュアルを通じて、地方公共団体に対し技術的助言を提供し、説明会を開催することで、計画策定に関する地方公共団体の理解を増進させる。また、説明会等の機会を得られた地方公共団体の要望や、平成22～24年度で検討した低炭素化手法などを盛り込む形で、地方公共団体地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定マニュアルの改定を行うことで、計画策定を促進する。					
(3)	-	-	-	1・2	実効性の高い二酸化炭素削減目標を掲げた低炭素地域づくり計画を民間事業者への委託により策定することにより、低炭素な地域づくりを推進する。					
(4)	-	-	-	-	都市再開発のプロセスに温暖化対策の観点を取り入れた事業計画の検討を行い、都市再開発を低炭素型に誘導することにより、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
(3)	-	-	-	1・2	技術は確立されているが、効果検証がされていない先進的対策について、事業性・採算性・波及性等の実証等を行うことにより、低炭素な地域づくりのための具体的な取組を支援する。					

(4)	低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業 (平成23年度)(関連:24-2)	-	-	-	1・2	事業者間の相互連携による温室効果ガスの削減を実証することにより、低炭素な地域づくりのための具体的な取組を支援する。
(5)	再生可能エネルギー等導入 地方公共団体支援基金事業 (グリーンニューデール基金) (平成23年度)	-	84,000 (83,980)	-	1・2	平成21年度に造成した地域グリーンニューデール基金制度を活用し、東北の被災地等において、非常時における避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点に対する再生可能エネルギー等の導入等を支援し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入することで、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。
(6)	地域の再生可能エネルギー等 を活用した自立分散型地域づくり モデル事業 (平成24年度)(関連:24-2)	-	-	-	1・2	先進的技術や取組を採り入れた、再生可能エネルギーや未利用エネルギーによる自立・分散型エネルギーシステム(蓄電池導入を含む)の集中導入を産学官で推進する事業を補助することにより、全国のモデルとなる、災害に強く、低炭素な地域づくりを推進する。
(7)	再生可能エネルギー等導入 推進基金事業(グリーン ニューデール基金) (平成24年度)(関連:24-2)	-	-	-	1・2	平成21年度に造成した地域グリーンニューデール基金制度を活用し、地域主導での再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立・分散型のエネルギー供給システムの導入を推進することを通じて、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりに資する。
(8)	災害等非常時にも効果的な 港湾地域低炭素化推進事業 (国土交通省連携事業) (平成24年度)(関連:24-2)	-	-	-	-	港湾地域において、災害時や電力需給逼迫時においても必要な機能や安全性など保持するために必要なエネルギーを再生可能エネルギー・蓄電池により確保できるシステムを構築するため、モデル的な取組を支援し、温室効果ガス削減効果や事業性、波及性等を検証すること等により、臨海地域の低炭素な地域づくりを推進する。

(環境省24-35)

施策名	目標8-3環境パートナーシップの形成					担当部局名	民間活動支援室	作成責任者名	河本 晃利	
施策の概要	国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上			
達成すべき目標	各主体間のネットワークが構築され、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を通じて環境パートナーシップが形成される。				目標設定の考え方・根拠	・第4次環境基本計画（第1部第2章、第2部第1章他） ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（第3章他）		政策評価実施予定時期	平成24年6月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1 ホームページアクセス件数(万件) (22年度より全EPOのデータを集計)	494	22	増加傾向を維持	-	-	-	-	-	-	地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)及び地方環境パートナーシップオフィス(EPO)のホームページにおいては、環境に関するパートナーシップの情報を発信していることから、環境パートナーシップに関する情報の集積・交換・提供の推進の状況を測る指標として設定した。24年度より、全EPOのデータを遡って集計したが、全EPOのデータがそろったのは22年度からであったため、22年度を基準年度とした。
2 メールマガジン配信人数 (23年度より全EPOのデータを集計)	11,856	23	増加傾向を維持	-	-	-	-	-	-	タイムリーな情報を発信することにより、NPO等の意識、活動が向上することから、環境保全のための情報提供の推進の状況を測る指標として設定した。24年度より、全EPOのデータを遡って集計したが、全EPOがそろったのは23年度からであったため、23年度を基準年度とした。
3 パートナーシップ事例数	138	19	増加傾向を維持	-	-	-	-	-	-	23年度評価委員会において、委員より指摘があり導入した指標。地域における政策課題について、GEOC/EPOが連携・協働をどれだけ仕掛けたのか状況を測る指標として設定した。
4 パートナーシップ連携団体数	1,040	19	増加傾向を維持	-	-	-	-	-	-	23年度評価委員会において、委員より指摘があり導入した指標。地域における政策課題について、NPO、企業、行政等とGEOC/EPOが連携して課題解決に向けて取り組んだ指標として設定した。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		24年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要
	22年度	23年度			
(1) 地球環境パートナーシップ プラザ運営 (H8年度)	88 (86)	83 (80)	77	1, 2, 3	NGO、企業等各主体間のネットワークの構築、情報や意見の交換の場づくりを行うことにより、パートナーシップの形成を促す。
(2) 持続可能な社会づくりを 担う事業型環境NPO・社 会的企業中間支援スキ ーム支援事業 (平成21年度)	56 (38)	59 (57)	41	1, 2, 3	持続可能な社会を実現するためには、地域の自然エネルギーや未利用資源の活用・保全を通じて地域社会を活性化し、地域の社会変革をもたらす事業活動を担う事業型の環境NPOや社会的企業の活躍が必要不可欠であることから、地域資源を活用して、環境保全を図りながら地域社会の活性化に資する活動を展開するため、事業型の環境NPOや社会的企業を立ち上げ、事業計画の策定を行う支援活動の実証事業を行う。
(3) NGO/NPO環境政策提言 推進調査 (H13年度)	15 (14)	9 (10)	9	1, 2, 3	パートナーシップによる政策形成の推進と、環境NPOや国民の政策提言機能の強化を図るため、環境政策の提言を募集し、環境政策への反映を促す。
(4) 地方環境パートナーシ ップ推進費 (平成18年度)	95 (95)	78 (78)	77	1, 2, 3	全国7箇所の地方環境パートナーシップオフィスにおいて民間団体、企業、自治体等が協働してパートナーシップ促進のための事業を展開する。



平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-38)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進				担当部局名	環境教育推進室	作成責任者名	宮澤俊輔		
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通して、学校・家庭・地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上				
達成すべき目標	「持続可能な開発のための教育(以下、ESD)」活動の参画促進や活性化を促すとともに、国連大学の「ESDの地域拠点(以下、RCE)」づくり等の事業を支援することで持続可能な社会づくりの担い手育成を図る。また、企業が行う社員向け環境教育の強化や教職員及び地域の環境活動リーダーによる地域の学校教育の支援、大学生等将来の環境教育の担い手育成を図るほか、東日本大震災の経験と新たなESDの取組などを世界へ発信することで環境教育・環境保全活動の底上げを図る。				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他)</li> <li>・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他)</li> <li>・「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画(第4章他)</li> </ul>	政策評価実施予定時期	平成24年6月		
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1 「+ESDプロジェクト」活動登録数	61	22年度	-	-	155	-	-	-	-	環境教育等による意識醸成やライフスタイルの変革、環境保全活動の促進は、その効果を数値的に把握することは困難であり、個別事業の登録数等の多寡で成果を表すことは適当でないため、目標値は設定できないが、参考指標として「+ESDプロジェクト」活動登録数を設定したもの。 【24年度数値は平成24年5月末の実績値】
2 地域における環境保全活動のための取組参加率 (「環境に優しいライフスタイル調査より」)	34.0%	22年度	-	-	-	-	-	-	-	環境教育等による意識醸成やライフスタイルの変革、環境保全活動の促進は、その効果を数値的に把握することは困難であり、個別事業の登録数等の多寡で成果を表すことは適当でないため、目標値は設定できないが、参考指標として地域における環境保全のための取組への参加率を設定したもの。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		24年度 当初 予算額 (百万円)	関連する指 標	達成手段の概要等					
	22年度	23年度								
(1) 国連大学拠出金	155	160	160	1	国連大学が進めるRCE事業の支援やProSPER.Netの強化事業に対して拠出協力することで、世界規模でのESD推進を図り、国際社会への貢献を果たす。					
(2) 環境教育強化総合事業	419	179	102	2	ESD活動の活性化や促進のための施策の推進、企業が行う環境保全活動及び社員向け環境教育への支援、教職員や地域の環境活動リーダーへの環境教育研修、大学生等将来の環境教育の担い手育成、環境カウンセラー登録制度を活用した市民団体等への助言・指導等、総合的な施策を展開することで持続可能な社会づくりを環境教育の面から推進する。 なお、「子どもエコクラブ事業」、「我が家の環境大臣事業」、「21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト」は、平成22年度限り(158百万円)。「学校エコ改修と環境教育事業」は、平成23年度限り(25百万円)。					
(3) 大震災の経験を踏まえた持続可能な社会づくり事業	-	-	68	2	東日本大震災の経験を踏まえ、新たなESDの取組などを世界へ発信することで環境教育・環境保全活動の促進を図る。					